

売却区分番号	1080-1		
見積価額	¥50,000	公売保証金	要しない
財産の表示	1 ゴルフ会員権（預託金会員制） オールドレイクゴルフ倶楽部の法人正会員権（ゴルフ場及び附属施設の優先的利用権並びにオールドレイク株式会社に預託した会員資格保証金の返還請求権） 数量 1		
登録番号	第0145号	会員権の種類	法人正会員
登録年月日	1988年（昭和63年）10月25日	保証金の額	3,150,000円
経営会社	オールドレイク株式会社		
交通機関	J R（東海） 中央本線 高蔵寺駅 北方約6.3キロメートル		
譲渡承認	オールドレイクゴルフ倶楽部理事会の承認が必要です。		
名義書換手数料	1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。令和8年5月26日現在）		
年会費	49,500円（消費税及び地方消費税を含む。）	左記の調査時期	令和8年5月26日現在
未納年会費	79,500円	左記の調査時期	令和8年5月26日現在
特記事項	1 買受人は、法人個人を問いません。 2 名義書換手続は、買受人が名義書換書類一式をオールドレイク株式会社に提出した後、同社側で書類による入会審査及び面接が実施されます。 3 オールドレイクゴルフ倶楽部理事会の譲渡承認が得られない場合は、売却決定を取り消します。 4 権利移転に伴う名義書換手続は、買受人において行うことになります。また、名義書換手数料は、買受人が負担することになります。 5 買受人は、名義書換手続時に未納年会費の全額を支払う必要があります。 6 買受人は、預り証再発行費用5,500円（消費税及び地方消費税を含む。）を負担する必要があります。 7 経営会社の申立てによると、オールドレイクゴルフ倶楽部の入会資格は次のとおりです。 (1) 日本国籍であること (2) オールドレイクゴルフ倶楽部会員2名の紹介が必要であること 8 資格審査の条件、名義書換手続及びオールドレイクゴルフ倶楽部会則等の内容については、オールドレイク株式会社に問い合わせの上、ご確認ください。 連絡先：オールドレイク株式会社 愛知県春日井市西尾町字白川 986 番地の1 電話番号：0568-88-5511 9 公売財産については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、名古屋国税局が適格請求書を発行します。 なお、見積価額に占める公売財産の割合は100%であり、事業専用割合は100%です。 （以上、令和8年5月26日現在）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。		

売却区分番号	1080 - 1		
見積価額	¥50,000	公売保証金	要しない
	・公売財産について、国は関係資料を提供できません。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します（不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基礎となった国税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者等の決定を取り消します。）。 ・権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 ・公売財産は、共有名義にできないため、共同入札はできません。		